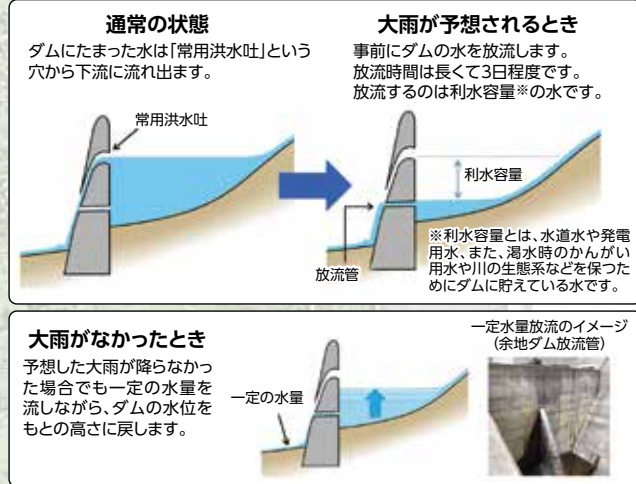
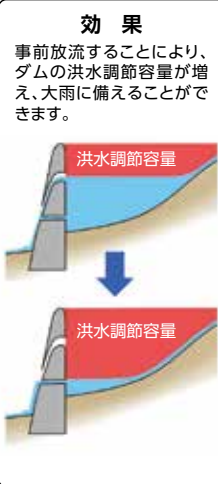


県営「湯川ダム」

「事前放流が開始されます」

近年の水害の激甚化などを踏まえ、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、令和元年12月、国において「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が定められました。

長野県では、この基本方針に基づき、県が管理するダムで、基準降雨量を上回る大雨が予想される場合に、ダム下流の洪水被害の防止などを図るため、今年の出水期からあらかじめダムの水位を下げる「事前放流」の運用が開始されました。



試験放流を行う様子(6月26日)

ここから事前放流を実施

問い合わせ先 佐久建設事務所 0267 (63) 3111

熱中症警戒アラート(試行)が

実施されます

環境省と気象庁は、熱中症予防対策に効果的な情報発信として、「熱中症警戒アラート」を関東甲信地方の1都8県で先行的に実施しています(7月1日～10月28日)。※全国では令和3年夏から本格実施の予定です。

発表方法

高温注意情報の発表基準をこれまでの気温から暑さ指数(WBG T)に換え、「熱中症警戒アラート(試行)」として情報が発表されます。

関東甲信地方以外は例年通り、気温を基準とした高温注意情報が発表されます。

発表の基準

県内のどこかの地点で暑さ指数(WBG T)が33℃を超える地点が確認されると、発表されます(長野県内は29観測地点)。

発表の単位

○都県単位で発表されます。

熱中症警戒アラートが発表されたら…

町では、熱中症警戒アラートが発表された場合、防災行政無線やみよたメール配信サービス、町公式SNSにおいて、皆さまにお知らせします。

熱中症警戒アラート発表時の
予防行動のポイント

○気温・湿度・暑さ指数を確認しましょう

・身の回りの気温や湿度、暑さ指数を測定しましょう。暑さ指数は環境省熱中症予防情報サイトから確認できます。

○熱中症リスクが高い方に声をかけましょう

・熱中症になりやすい高齢者、子ども、障がい者などの皆さまは十分に注意しましょう。

・「三密(密集、密接、密閉)」を避けつつ、周囲の方からも熱中症リスクの高い方に積極的な声かけをお願いします。

○外での運動や活動は中止、延期しましょう

・不要不急の外出はできるだけ避けましょう。
・エアコンなどが設置されていない屋内外での運動や活動などは原則中止や延期をしてください。

浅間山の 噴火警戒レベルは

2
です

(7月16日現在)

噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応をレベル1から5までの5段階に分類したものです。

6月25日午後3時に噴火警戒レベルが1から2へ引き上げとなりました。噴火警戒レベル2は「火口周辺規制」です。火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生するおそれがあります。居住地域に大きな危険はありませんが、噴火活動は急に変化するおそれがあります。今後の浅間山情報に十分注意してください。

問い合わせ先

総務課情報防災係
(32) 3111

名称	対象範囲	レベルとキーワード	火山活動の状況	注意事項など
噴火警戒レベル	居住地域およびそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態	町、消防、警察の指示に従い避難しましょう。
		4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される	町、消防警察の指示に従い、いつでも避難できる準備をしましょう。避難に時間がかかる方は避難しましょう。
火口周辺警戒レベル	火口から居住地域近くまで	3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口から4km以内に入ってはいけません。住民の皆さまは通常の生活。状況に応じて要配慮者は避難準備。
	火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口から2km以内に入ってはいけません。住民の皆さまは通常の生活。
噴火予報	火口内等	1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって火口内で火山灰の噴出などが見られる。	火口から500m以内に入ってはいけません。住民の皆さまは通常の生活。

新盆見舞いは生活改善で

現在、佐久地域生活改善委員会では「新盆見舞い申し合わせ事項」を次のように定めています。

- 御香料はいただくかない。
- お返しはしない。
- 祭壇は家にながらなくても良い場所に設置する。
- 飲食のもてなしはしない。
- 必要がある場合は「芳名を記帳していただく」。
- 「新盆見舞いについて」の張り紙の掲示。
- 「新盆見舞いについて」の張り紙をお配りしています。必要な方は公民館(エコーのみよた内)窓口へお越しください。

生活改善運動とは

生活改善運動は、戦後の経済的負担を軽減するために始まりました。しかし、婚儀や祝い事、病氣見舞いについて示されていた申し合わせ事項は、意識の薄れ、申し合わせ事項と現状との差が生じるなどして忘れられていった経過があります。

その中で、葬儀で「香典料は1,000円以内とする」「灰寄せは、近親者を中心にして簡素に行う」となどは、今回お知らせしている「新盆見舞い申し合わせ事項」と共に現在でも私たちの生活に引き継がれています。公民館では、葬儀で香典袋の表面に「新生活改善運動の趣旨に添って お返しを辞退いたします」と示せるスタンプを用意していますのでご利用ください。

生活改善の取り組みについては、生活の中の無駄をなくし、明るく住みよい文化的な生活作りが目的です。こういった趣旨をご理解いただき、皆さまのご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

町生活改善委員会・町公民館
教育委員会生涯学習係

(32) 2770